

健康保険制度の一部改正について

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律に基づき、平成28年4月以降の制度改定について、以下のとおり、お知らせいたします。詳細については、今後ホームページでもご案内をさせて頂く予定です。

〈平成28年4月からの改正内容〉

『標準報酬等に関する事項』

■ 標準報酬月額の上限額の見直し

保険料の算出の基礎となる標準報酬月額の区分について、現在の最高等級（47等級）の上位に3等級追加され、上限額が121万円（47等級）から139万円（50等級）に引き上げられます。

種別 等級	標準報酬		報酬月額	
	月額	日額		
47等級	1,210,000円	40,330円	1,175,000円以上	1,235,000円未満
追加	48等級	1,270,000円	1,235,000円	1,295,000円
	49等級	1,330,000円	1,295,000円	1,355,000円
	50等級	1,390,000円	1,355,000円	

■ 標準賞与額の年度累計額の見直し

保険料の算出の基礎となる標準賞与額について、年度累計額が540万円から573万円に引き上げられます。

『保険給付に関する事項』

■ 患者申出療養の創設

患者の申出に基づき、厚生労働大臣が定める高度の医療技術を用いた療養が、保険外併用療養費の支給の対象となります。

■ 紹介状なしで大病院を受診する場合の定額負担の導入

紹介状なしで特定機能病院および大病院（500床以上）を受診した場合に、患者が定額負担する制度が導入されます。

定額負担の額は5,000円～10,000円程度とすることが現在検討されています。

（現在は、各病院（200床以上）が設定した特別料金を支払うことになっています）

■ 入院時食事療養費の見直し

入院時の食事代について、現在1食につき260円と定められていますが、平成28年4月から1食360円、平成30年4月から1食460円に引き上げられます。

（但、低所得者、難病、小児慢性特定疾病患者の負担は変更なし）

（現行）			（平成28年度）			（平成30年度）	
	負担額(1食)			負担額(1食)			負担額(1食)
一般所得	260円	⇒	一般所得	360円	⇒	一般所得	460円
低所得Ⅱ	210円	}					
低所得Ⅰ	100円						

低所得は据置

■ 傷病手当金・出産手当金の算定方法の見直し

傷病手当金・出産手当金は一定条件を満たすと、1日につき標準報酬日額の3分の2相当額が支給されますが、標準報酬日額の算定方法が、支給対象日の額※1から直近12ヶ月の平均額※2に変更されます。

ただし被保険者期間が1年に満たない場合は、その人の被保険者期間における標準報酬日額の平均と、全被保険者の平均標準報酬日額のいずれか少ない額となります。

※1 支給対象日の属する標準報酬月額÷30

※2 直近1年間の標準報酬月額の平均額÷30

なお、傷病手当金附加金につきましても、傷病手当金に準じて、標準報酬日額の算定方法を支給対象日の額から直近12ヶ月の平均額に変更いたします。

〈 平成 2 8 年 1 0 月からの改正内容 〉

『その他の事項』

■ 短時間労働者の適用拡大

従業員 501 人以上の事業所を対象に、1 週間の所定労働時間が 20 時間以上、報酬月額 8 万 8 千円以上（年収 106 万円以上）で当該事業所に 1 年以上使用されることが見込まれることを条件として、短時間労働者（パート・アルバイト）の社会保険の加入が義務付けられます。（ただし、学生は除外）

■ 兄弟の被扶養認定における同居要件の撤廃

被保険者の兄弟を被扶養者と認定する要件について、現在は、「生計維持関係」や「収入要件」等の他に同居していることが必要ですが、この同居要件が撤廃されます。

以 上